

告 示

埼玉県教委告示第七号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第二十六条第一項の規定により、埼玉県指定有形民俗文化財として次のとおり指定する。

平成三十年二月二十七日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

種 類	名 称 及 び 員 数	所 在 地	所 有 者
有形民俗 文化財	竹縄製作用具 と製品及び工 程図会 百二十三点	埼玉県秩父郡東秩父村大 字御堂四百四十一番地	東秩父村